

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、配送作業等に従事していた。
- 2 請求人によると、事業場の上司や同僚などから罵声を浴びせられる等いじめを受けたこと、退職を強要されたことなどから、眠れなくなった上、夢と現実の区別がつかなくなり、前後不覚のうちに退職に追い込まれたという。請求人は、平成〇年〇月〇日に退職した。請求人は同月〇日、D病院に受診し、「統合失調症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人が平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」を発病したとの所見を述べている。一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年ないし平成〇年頃、ICD-10診断ガイドラインの「F20.0 妄想型統合失調症」の症状が発現し、未治療の経過から平成〇年〇月には特徴的な症状に発展したとの所見を述べている。

ICD-10診断ガイドラインによれば、統合失調症と診断されるためには、妄想などの特徴的な症状の少なくとも1つが、1か月以上ほとんどいつも明らかに存在していなければならないとされている。請求人は、平成〇年〇月以前には統合失調症に特徴的な症状がほとんどいつも明らかに存在していたとは確認できないが、会社関係者からの聴取によれば、同年〇月〇日、請求人が「南無妙法蓮華経」などと意味不明なことをつぶやきながら職場放棄し、翌日、事業場から事情説明を求められたときには、繰り返し「Gに行く」などと回答して会社に退職届を提出していることが確認できるほか、同月〇日にはH空港で意味不明な発言をして警察に保護され、D病院に入院し、その後も同病院で妄想等の症状がしばしばみられることが確認できる。こうした請求人の症状経過を踏まえ、当審査会としては、請求人は同月上旬頃「F20.0 妄想型統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、

当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に掲げる特別な出来事は認められない。特別な出来事以外の業務による心理的負荷をもたらす具体的出来事としては、請求人が業務中にスマートフォンを操作していて上司から注意を受けた事実が認められるが、同出来事は認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、業務指導の範囲内の指導であり、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。その他、決定書理由に説示のとおり、業務による心理的負荷に該当する出来事は認められず、恒常的な長時間労働も認められない。したがって、業務による心理的負荷をもたらす出来事は「弱」が1つで、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められない。
- (4) なお、請求人から提出のあった上記資料を含む一件記録を改めて精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。